
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.363 2023/7/4

1 食品表示の適正化に向けた取組について

6月29日、消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することを公表した。その主な内容は次のとおり。

夏期一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところです。例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

(1) 実施時期：令和5年7月1日から同月31日まで

(2) 主な監視指導事項

ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示

イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示

ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示

エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示

オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

表示の適正化等に向けた重点的な取組について

(1) カンピロバクター食中毒対策の推進について

(2) 容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について

(3) くるみの特定原材料への追加及び特定原材料に準ずるカシューナッツの取扱いについて

(4) 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材の活用について

(5) 食中毒等の健康被害発生時の連携について

(6) その他

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms202_230629_1.pdf